

国際通貨研レポート



Institute for International Monetary Affairs (IIMA)

公益財団法人 国際通貨研究所

米国リテール金融セクターの動向

公益財団法人 国際通貨研究所

経済調査部 研究員

川畑 昭人

akito_kawabata@iima.or.jp

目次

<要旨>	2
<本文>	3
1. 米国金融システムの概要.....	3
(1) 金融システムの分類.....	3
(2) 監督体制.....	3
2. 家計向け貸出動向詳細.....	4
(1) 家計向けローン全体観.....	4
(2) 主要な家計向け貸出形態の動向	6
① 住宅ローン	6
② 学生ローン	7
③ 自動車ローン	7
④ クレジットカードローン	7
(3) その他貸出形態の動向	8
① Alternative Financial Services(ペイデイローンなど).....	8
② Buy Now Pay Later (BNPL)	8
③ Peer-to-Peer Lending (P2P レンディング)	9
(4) 金融包摂の観点.....	9

①	米国の Unbanked 層、Underbanked 層の状況	9
②	ノンバンクの消費者金融の利用状況	10
3.	金融セクターの健全性	10
4.	規制動向と課題	12
(1)	マクロプルーデンス規制	12
(2)	消費者金融に係る主な規制	12
①	住宅ローン	12
②	ペイデイローンの各州の規制状況	13
(3)	信用情報機関、信用保証機関	13
①	信用情報機関	13
②	信用保証機関	14
(4)	課題	14
①	学生ローンの構造問題	14
②	新しい形態の消費者金融への規制状況	14
<参考文献>		15

＜要旨＞

米国のリテール金融(消費者金融)セクターには伝統的な商業銀行から新興の Fintech 企業まで様々な金融機関がプレイヤーとして存在し、米国消費者の旺盛な資金需要を満たしている。各金融機関はその形態、準拠する法律(連邦法か州法か)によって監督機関が分かれる複層的な金融システム体系が特徴である。

近年の米国の好景気、家計資産や消費の拡大を背景に、リテール金融市場の規模は足許も拡大を続けており、2024 年 3 月時点で家計のローン残高は約 18 兆ドルに上る。目的別に見ると、住宅ローンが 70%以上を占め、以下に学生ローン、自動車ローン、クレジットカードローンと続く。貸し手別では、商業銀行をはじめとした預金取扱金融機関や、住宅ローン市場で大きなプレゼンスを発揮する GSE、学生ローンにおける最大の貸し手である連邦政府、様々なローンを提供するファイナンス・カンパニーが、その主要な貸し手となっている。

消費者金融における新形態である Buy Now Pay Later (BNPL)なども米国では急速に拡大している。これら IT 技術を利用した消費者金融は金融包摂の意味合いも強く、現在米国にも一定数存在する unbanked 層、underbanked 層に対して、従来のペイデイローンなどと同様に、彼らのニーズを満たす信用供与の金融サービスとして機能している。

このような消費者金融の発展に伴い、ローンの形態それぞれに対して、規制面の対応が行われている。消費者金融全体を監督する CFPB を中心に、金融機関の監督体制と同

様に連邦レベル、州レベルでの規制・監督体制が整備されている。一方で、連邦政府主導の学生ローンにおける延滞の増加や新形態ローンへの規制が必要となるなどの問題も、浮き彫りになっている。

＜本文＞

1. 米国金融システムの概要

(1) 金融システムの分類

米国の金融システムは、預金取扱金融機関とそれ以外の金融機関に大別される。

預金取扱金融機関は、商業銀行(Commercial Bank)、貯蓄金融機関(Savings Institution または Thrift Institution)、信用組合(Credit Union)で構成される。FRB の資金循環統計によると、2023 年 12 月末時点で商業銀行と貯蓄金融機関の総金融資産は合計 25.4 兆ドル、信用組合は 2.3 兆ドルであり、米国金融システムの総金融資産合計(149.9 兆ドル)のうち、預金取扱金融機関が合計 18.4%を占める(図表 1-1)。

預金取扱金融機関以外の金融機関の主要な形態としては、保険会社、年金ファンドなどの各投資ファンド、証券会社、政府支援機関(Government-Sponsored Enterprises : GSE)、ファイナンス・カンパニーなどが挙げられ、米国金融システムの総金融資産のうち、81.6%を占めている。後述の通り、本稿で採り上げる消費者金融業務を主に担っているのは、預金取扱金融機関の他、ファイナンス・カンパニーや、住宅ローン市場にてプレゼンスの高い GSE などとなっている。尚、ファイナンス・カンパニーとは、預金取扱金融機関を除く、資産の 50%以上が貸付・リースとなる企業を指し、GSE は融資や債務保証などを通じて住宅や農業セクターに資金を提供する、連邦政府の出資金が民間に還元された企業形態を指す。

(2) 監督体制

金融システムの監督体制は各金融機関の形態によって異なり、預金取扱金融機関も、連邦法(国法)準拠か州法準拠かによって監督体制が異なる。この特徴から「二元銀行制度(Dual Banking System)」と呼ばれる体制となっている。

商業銀行と貯蓄金融機関のうち、国法銀行と連邦貯蓄金融機関は通貨監督庁(The Office of the Comptroller of the Currency : OCC)、州法銀行と州貯蓄金融機関は各州当局の監督下となる。信用組合も同様に区分され、連邦信用組合は全米信用組合管理局(The National Credit Union Administration : NCUA)、州信用組合は各州当局の監督下となる。また、預金保険は連邦預金保険公社(The Federal Deposit Insurance Corporation : FDIC)が担っており、全ての連邦法準拠の商業銀行、貯蓄金融機関は預金保険への加盟が必須となっている¹。

¹ 信用組合の預金保険は NCUA が担う。

消費者金融の保護という観点では、消費者金融保護局(The Consumer Financial Protection Bureau：CFPB)が横断的に監督を行う。範囲は業態を問わず、消費者向けの金融商品・サービスを提供する機関・事業者となる。

図表 1-1: 米国金融システムの概要

	総金融資産(兆ドル)	金融システム全体に占める割合(%)	監督機関
預金取扱金融機関			
商業銀行 (Commercial Bank)	25.4	16.9	国法銀行はOCC 州法銀行は各州監督機関 ※持株会社はFRB ※消費者保護の観点でCFPB (消費者金融保護局) ※預金保険はFDIC (連邦預金保険公社)
貯蓄金融機関 (Savings Institution, Thrift Institution)			連邦貯蓄金融機関はOCC 州貯蓄金融機関は各州監督機関 ※消費者保護の観点でCFPB ※預金保険はFDIC
信用組合 (Credit Union)	2.3	1.5	連邦信用組合はNCUA 州信用組合は各州監督機関 ※消費者保護の観点でCFPB ※預金保険はNCUA
小計	27.6	18.4	
上記以外の金融機関			
保険会社	13.0	8.7	各州監督機関
各投資ファンド	34.8	23.3	SEC (証券取引委員会)
証券会社	4.9	3.3	SEC
GSE、モーゲージブール	12.2	8.2	FHFA (住宅分野)、FCA (農業分野)
ファイナンス・カンパニー	2.6	1.7	※消費者保護の観点でCFPB
その他 (政府機関、年金基金、持株会社など)	54.7	36.5	-
小計	122.2	81.6	
合計	149.9	100.0	

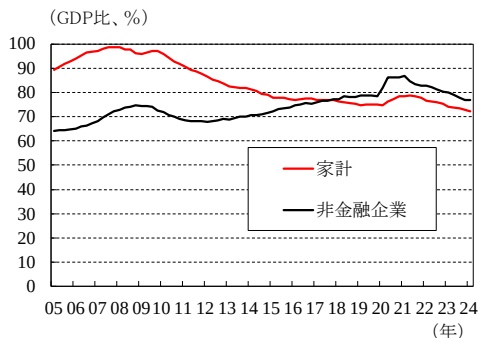
(注)2023年12月時点。会計値は各金融機関の総金融資産の会計値を利用。
(資料)FRB, Financial Accounts of the United States - Z.1より国際通貨研究所作成

2. 家計向け貸出動向詳細

(1) 家計向けローン全体観

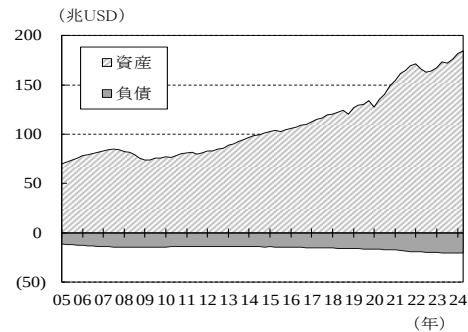
家計負債について、国際決済銀行(BIS)の統計によると、名目 GDP に対する比率は2008年にGDP比98.7%まで上昇したが、2024年3月末時点は72.1%まで低下している(図表 2-1)。一方、FRBの資金循環統計から負債残高をみると、2008年末時点で14.5兆ドルから、2024年3月末時点では20.6兆ドル(図表 2-2)と増加している。この乖離は、家計負債の増加幅以上に、GDPが大幅に伸びたことが要因となっている。尚、家計資産は家計負債以上に速いペースで増加して来たことから、家計の純資産も大幅に増加している。

図表 2-1: 家計・企業の債務動向



(資料) BIS統計より国際通貨研究所作成

図表 2-2: 家計の資産・負債残高

(資料) FRB, Financial Accounts of the United States
- Z.1より国際通貨研究所作成

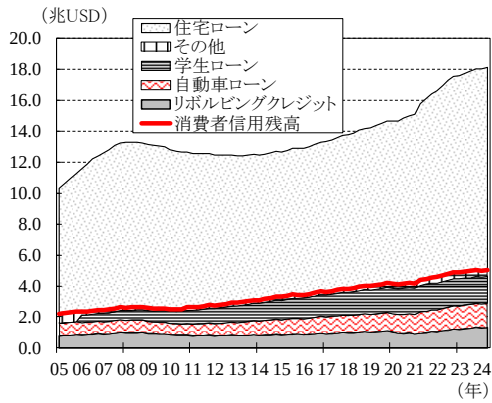
家計負債のほとんどを占めるのが家計のローンであり²、2024年3月末時点で18.0兆ドルの残高がある。FRBの資金循環統計から家計ローンを目的別にみると、その大部分を占めているのが、住宅ローン(Home mortgage)であり、同時点での残高ベースは13.1兆ドルで、家計負債残高の72.3%を占めている(図表 2-3)。住宅ローン以外では、そのシェアが大きい順に、学生ローンが1.8兆ドル(9.7%)、自動車ローンが1.6兆ドル(8.6%)、リボルビングクレジット(クレジットカードローンが中心)が1.3兆ドル(7.0%)と並ぶ。

家計ローンの貸し手別シェアを、住宅ローンを除いたデータであるFRBの消費者信用データからみると、2024年3月末残高ベースで、商業銀行と貯蓄金融機関合算で2.1兆ドル(41.4%)、信用組合が0.65兆ドル(13.1%)であり、預金取扱金融機関合計で5割以上のシェアを占める。その他はファイナンス・カンパニーが0.73兆ドル(14.6%)と連邦政府が1.5兆ドル(29.8%)となっている。連邦政府は学生向けローン最大の貸し手であり、学生ローンの伸長に伴って、シェアを伸ばしている(図表 2-4)。尚、住宅ローンなど商品別の貸し手の構成については後述する(6頁で後述)。

消費者金融の中で主要なセクターでもある商業銀行の貸出動向についてここで確認しておくと、FRBの商業銀行データによれば、商業銀行の貸出残高は2008年金融危機以降、一度減少傾向に転じたものの、2012年頃からは再度増加傾向に転じ、2024年8月時点で12.5兆ドルである。2020年のコロナ禍の一時的な急増(主にビジネス向け貸出)もありつつ、右肩上がりの傾向を続けている(図表 2-5、2-6)。貸出種別では、ビジネス向け貸出、不動産貸出(住宅ローン含む)、個人向け貸出のいずれも残高は増加傾向、割合で見ると不動産貸出が最大であり、2024年8月時点で5.6兆ドル、貸出全体の44.9%を占める。個人向け貸出は同時点1.9兆ドルで貸出全体の15.4%にあたる。

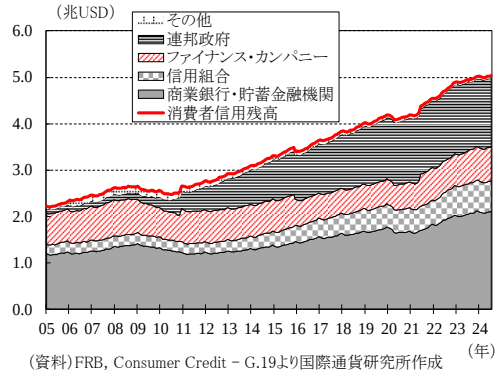
² 本カテゴリーには、非営利組織も含まれることもあり、家計ローン以外には、商業用住宅ローン(Commercial mortgages)やその他貸付金(Other loans and advances)などが含まれる。

図表 2-3: 目的別家計債務残高



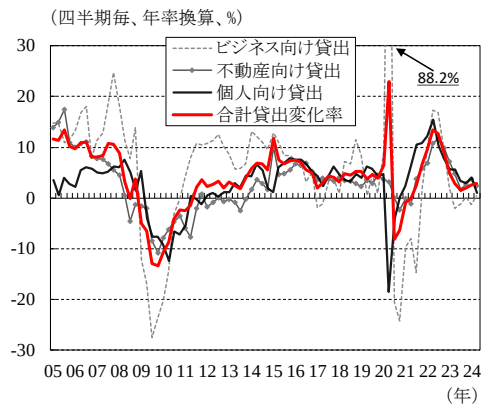
(資料)FRB, Financial Accounts of the United States - Z.1
より国際通貨研究所作成

図表 2-4: 貸し手別消費者信用残高(住宅ローン以外)



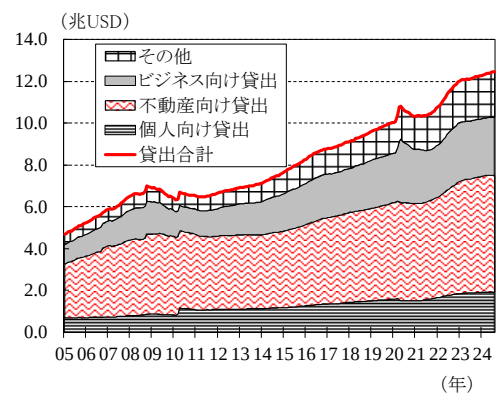
(資料)FRB, Consumer Credit - G.19より国際通貨研究所作成

図表 2-5: 商業銀行貸出変化率



(注)住宅ローンは不動産向け貸出に含まれる。
(資料)FRB, Assets and Liabilities of Commercial Banks
in the United States - H.8より国際通貨研究所作成

図表 2-6: 商業銀行貸出残高



(注)住宅ローンは不動産向け貸出に含まれる。
(資料)FRB, Assets and Liabilities of Commercial Banks
in the United States - H.8より国際通貨研究所作成

(2) 主要な家計向け貸出形態の動向

① 住宅ローン

FRBの資金循環統計によると、住宅ローン債権は2024年3月末時点で、ファニーメイやフレディマックなどのGSEが、後述するモーゲージ債の原債権プールも含めて9.1兆ドル(住宅ローン全体のうち64.8%)の残高を保有し³、預金取扱金融機関合計で、3.7兆ドル(26.0%)を保有する(図表 2-7)。

GSEは直接住宅ローンの窓口となるわけではなく、窓口となる銀行から住宅ローン

³ 財務会計基準審議会基準書第166号および第167号(Financial Accounting Standards Board Statements No. 166 and No. 167)により、2010年度第1四半期に証券化された大量のローン残高がGSEのバランスシートに戻されたため、GSEとエージェンシーおよびGSE担保モーゲージプール(Agency- and GSE-backed mortgage pools)のカテゴリーを合算しているもの。

を買い取る機能を持つ。また、買い取るのみならず、買い取った債権をモーゲージ債 (Mortgage Backed Security : MBS) として発行、保証する機能も持つ。そのモーゲージ債を投資家に販売することで、貸し手は、長期・固定金利ローンの提供にかかるリスクを分散することができる。このモーゲージ債の売買を中心とした住宅ローン市場が米国では大きく発達している。

住宅ローン債権の残高自体は増加傾向にあるものの、直近に目を向けてみると、CFPB 公表データから住宅ローンの月次組成金額は減少傾向にある。米国にて一般的な 30 年固定金利ローンの金利が 2024 年 6 月末時点で 6.86% と高水準であり、米国好景気を背景とした金利高止まりの影響を受けていると考えられる(図表 2-8)。

② 学生ローン

学生ローンは連邦政府が最大の貸し手として機能しており、米教育省傘下の Federal Student Aid(FSA)は毎年約 1,141 億ドルの学生ローンを提供している⁴。CFPB 公表のデータによれば、2023 年を通して約 1,400 万件の学生ローンが組成され、金額面では約 1,400 億ドルに上る⁵。毎年組成される学生ローンのうち、およそ 80%以上が連邦政府による貸出となっている。

③ 自動車ローン

米国において自動車ローンも主要なローンの一種であり、CFPB 公表のデータによると、2023 年時点では毎月約 200 万件、金額では約 600 億ドルの自動車ローンが組成されている⁶。また、自動車ローンについては、銀行以外の貸し手のプレゼンスも高い。フィラデルフィア連銀[2023]によると、2023 年第 1 四半期における新規自動車ローン組成について、貸し手は信用組合が 34%で最も多く、銀行が 27%と続き、ファイナンス・カンパニーが 22%と銀行の水準にまで迫っている。

④ クレジットカードローン

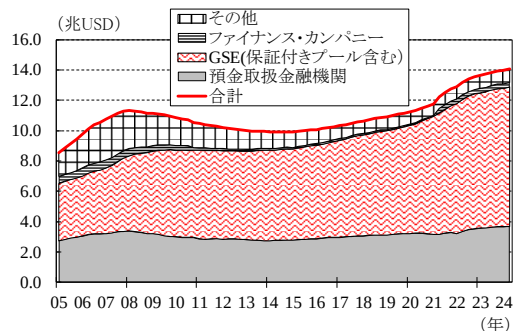
一般的な消費者金融の形態であるクレジットカードの普及率や利用頻度は高い。FRB[2024b]にある定期的な家計の調査では、調査母数約 1 万人の内 82%がクレジットカードを保有していると回答した。また、その決済量について FRB の決済調査によると、2021 年のクレジットカード決済額は 4.9 兆ドル、決済件数 511 億件と非常に多く、どちらも足許増加傾向にある(図表 2-9)。

⁴ Federal Student Aid, “About Us” (<https://studentaid.gov/about>) 2024 年 11 月 1 日閲覧

⁵ Consumer Financial Protection Bureau, “Origination activity”, (<https://www.consumerfinance.gov/data-research/consumer-credit-trends/student-loans/origination-activity/>) 2024 年 11 月 6 日閲覧

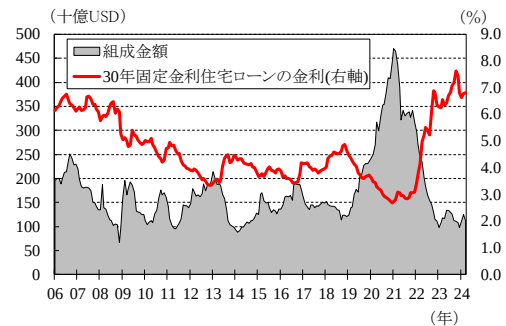
⁶ Consumer Financial Protection Bureau, “Origination activity”, (<https://www.consumerfinance.gov/data-research/consumer-credit-trends/auto-loans/origination-activity/>) 2024 年 11 月 6 日閲覧

図表 2-7: 貸し手別住宅ローン残高



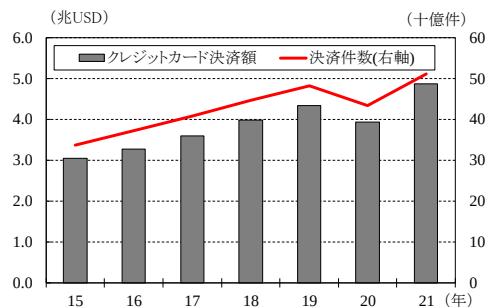
(注) 住宅ローン合計は家計、非金融企業、非金融非企業の合算値を利用
(資料) FRB, Financial Accounts of the United States - Z.1より
国際通貨研究所作成

図表 2-8: 住宅ローン月次組成金額、30 年固定金利ローンの金利推移



(資料) CFPB, Consumer Credit Information Panel、セントルイス連銀、30-Year Fixed Rate Mortgage Average in the United States より
国際通貨研究所作成

図表 2-9: クレジットカード決済額・件数推移



(資料) FRB, Federal Reserve Payments Study 2022より
国際通貨研究所作成

(3) その他貸出形態の動向

① Alternative Financial Services(ペイデイローンなど)

上述の通り、預金取扱金融機関が消費者金融の主要な貸し手である(保有債権残高が多い)が、ファイナンス・カンパニーが中心を担うノンバンクの貸出についても米国では浸透している。家計向け貸出の中で、貸出元が一般に銀行によらない貸出形態をAlternative Financial Services(AFS)と総称し、ペイデイローンの他、自動車やその他金品を担保とした(質に入れる)ローンなど小規模な貸出がその代表である。中でも、ペイデイローンは米国においてポピュラーな消費者ローンであり、CFPBによると、一般に、短期かつ高利で次の給料日を返済日とする500ドル以下の借入を指す。

② Buy Now Pay Later (BNPL)

BNPLは近年急速に拡大しているオンラインの信用供与の形態である。クレジットカード同様に消費者目線では後払いの信用供与であるが、クレジットカードとは異なり消

費者に利息や手数料が原則発生しない点、クレジットカードよりも審査が簡便な点から若年層を中心に利用者が増加している⁷。

米国における BNPL 市場も伸長を続けており、その担い手の多くは新興の Fintech 企業である。CFPB[2022]によると、2019 年から 2021 年にかけて、米国内の大手 BNPL 事業者 5 社⁸が組成したローン件数は、1,680 万件から 1 億 8,000 万件まで増加し、取引金額も 20 億ドルから 242 億ドルまで増加した。また、BNPL の利用用途の変化も見られる。2019 年時点では、アパレルや美容用品などの嗜好品・贅沢品に充てられるものがほとんどであったが、2021 年には食品類や光熱費・ガソリンなどの日用品・生活必需品購入に充てられるものが増えており、その用途の変化からも米国での BNPL の浸透を推察できる。

③ Peer-to-Peer Lending (P2P レンディング)

Fintech 企業が P2P レンディングのプラットフォーム運営者として消費者金融に参入するケースもある。P2P レンディングは、個人または機関投資家のグループが、消費者や企業の借り手にローンを提供する形態を指し、デジタルプラットフォーム上で借り手と貸し手を募ることから、マーケットプレイス貸出(Marketplace Lending)とも呼ばれる。一方、プラットフォームの運営者が直接ローンを行うケースもあり、運営者が資金調達することからバランスシート貸出(Balance Sheet Lending)と呼ばれる形態である。

Ziegler et al[2021]内の調査によると、米国における Marketplace Lending の取引金額は 2020 年時点で 280.9 億ドル、Balance Sheet Lending の取引金額は 2020 年時点で 94.8 億ドルとなっており、急速な拡大傾向にある(図表 2-10)。

(4) 金融包摂の観点

① 米国の Unbanked 層、Underbanked 層の状況

FDIC[2023]によると、2021 年時点において米国家計のうち推定 4.5%が Unbanked 層(銀行口座を持っていない層)であり、推定 14.1%が Underbanked 層(銀行口座は持っているものの、Unbanked 層が利用するような銀行によらないトランザクション・信用供与を利用する層)であるという結果を発表している。

Unbanked 層は年々減少傾向にある。特に直近ではコロナ禍が一つの要因となっており、2020 年 3 月以降に、最近銀行口座を取得したと回答した家計の 34.9%が、政府給付金の受給が寄与しているとも回答している。

⁷ 消費者側に負担が発生しない分、加盟店(小売店)側の手数料がクレジットカードよりも高いという示唆がある(谷口[2021])。そのため、BNPL 事業者は、クレジットカード事業者よりも加盟店手数料が収入に占める割合が基本的に高いと考えられる。

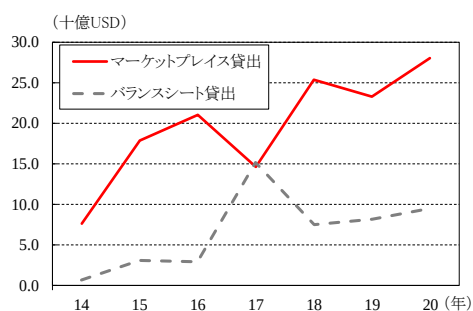
⁸ Affirm、Afterpay、Klarna、PayPal、Zip の 5 社。

② ノンバンクの消費者金融の利用状況

CFPB[2021]や FRB[2024b]の家計調査から、AFS や BNPL を利用する層(Unbanked 層や Underbanked 層)は主に信用度が低い層である。FRB の同調査内では、自己申告で自身のクレジットスコア(13 頁で後述)が「貧しい(Poor)」と回答した層の AFS 利用率が 26%と一番のボリューム層であった。また、BNPL を利用した理由については、その半数以上(55%)が、BNPL が唯一の購入手段だったからだと回答した。その他、低所得、非白人系の属性は AFS、BNPL の利用が多いという結果も得られている(図表 2-11)。銀行サービスにアクセスできない(しない)層に対してローン利用の機会を与える役割を AFS、BNPL 共に一定程度果たしているといえる。

一方、ペイデイローンをはじめとした AFS よりも BNPL の利用人数が多く(図表 1-2-9)、利便性の観点から現在は BNPL の方がより好まれている。同アンケート内では、BNPL を利用した理由で、82%がその利便性を挙げた。

図表 2-10:P2P レンディング取引額推移
(消費者向け貸出のみ)



(資料)Cambridge Centre for Alternative Finance, The 2nd Global Alternative Finance Market Benchmarking Report(2021)より
国際通貨研究所作成

図表 2-11:各属性の AFS、BNPL 利用者構成

	各属性毎のAFS利用者	各属性毎のBNPL利用者
所得別		
2.5万USD以下	10	14
2.5万USD以上5.0万USD未満	10	18
5.0万USD以上10万USD未満	5	15
10万USD以上	2	10
年齢別		
18~29	7	17
30~44	9	17
45~59	6	15
60~	2	8
民族的・人種的背景別		
白人系	3	10
黒人系	10	20
ヒスパニック系	11	21
アジア系	3	10
障がい有無別		
あり	9	12
なし	4	15
全体	6	14

(注)調査母数11,488人

(注)各属性(各行)に該当した回答者のうち、AFSとBNPLの利用者の割合(各列)を示すもの。

(資料)FRB, Economic Well-Being of U.S. Households in 2023(2024)より、国際通貨研究所作成

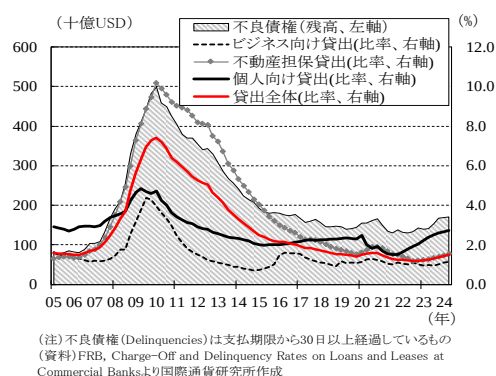
3. 金融セクターの健全性

2024 年 6 月末時点での商業銀行全体の不良債権比率は、1.49%と低位にある。その内訳をみると、企業向け貸出は全体以上に特に低位で推移している一方、個人向け貸出がやや上昇している(図表 3-1)。個人向け貸出の詳細をみると、住宅ローンは、2008 年以降の金融危機時には不良債権残高、比率ともに急上昇したものの、2024 年 6 月時点では不良債権比率 1.73%とクレジットカードローン(3.25%)よりも低水準となっている(図表 3-2)。クレジットカードローンについては、通常担保を取らないローンの特徴もあり、特に延滞が発生し、不良債権化しやすくなっている。

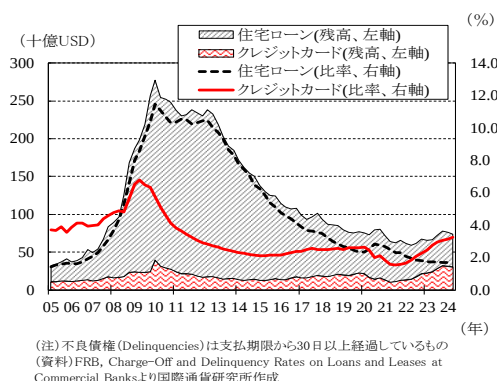
商業銀行の貸倒引当金は、FDIC の銀行データによると、コロナ禍以降も増加傾向にある(図表 3-3)。また、貸出に対する引当金の比率でみると、金融危機時ほどの水準ではないものの、こちらも緩やかに上昇傾向にある。

自己資本については、FDIC 公表データの Tier1 自己資本比率でみると銀行全体としては 2024 年 6 月時点で 14.2%(図表 3-4)。総資産 1 億ドル以下の小規模な銀行の方が自己資本比率は高く、総資産 2,500 億ドル以上の大銀行の方が低い傾向にあるものの、昨今のバーゼルをはじめとした規制の影響もあり、徐々に自己資本比率を引き上げる傾向にある。

図表 3-1: 商業銀行不良債権動向



図表 3-2: クレジットカードローン、住宅ローンの商業銀行不良債権動向



図表 3-3: 商業銀行貸倒引当金残高推移

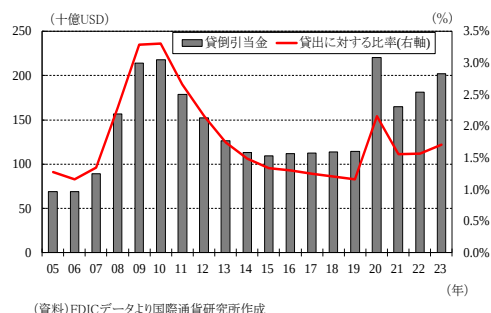
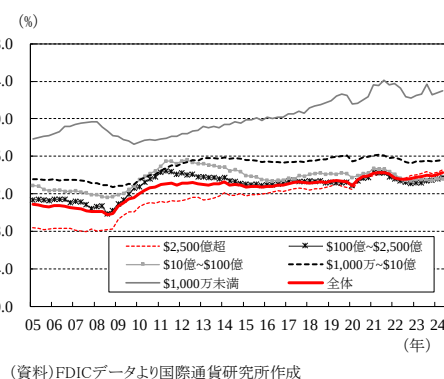


図 3-4: 商業銀行・貯蓄金融機関 Tier1 自己資本比率



4. 規制動向と課題

(1) マクロプルーデンス規制

2008 年の金融危機を契機として、金融システム全体の安定と消費者保護を図るために、ドット・フランク法(Dodd-Frank Wall Street Reform and Consumer Protection Act)が 2010 年に制定された。それに伴い、米国金融システム全体を監視する金融安定監督評議会(Financial Stability Oversight Council : FSOC)や、消費者保護を図る消費者金融保護局(CFPB)が設置された。セントルイス連銀[2023]によると、米国のマクロプルーデンス規制は、資本要件、流動性要件含めて概ね規制の整備が進んでいる。

(2) 消費者金融に係る主な規制

米国全体に適用される消費者金融関連の主な規則として、Truth in Lending Act が存在する。また、連邦規則集(the Code of Federal Regulations : CFR)中に Truth in Lending Act に係る記載(Regulation Z)があり、これも含めて消費者金融の中核的な規制の一つとなる。そこには各商品に共通する規制が記載されており、主に、年率や期間などのローン条件を消費者に開示することなどが記されている。その他、消費者金融へのアクセスの機会均等を記した Equal Credit Opportunity Act (CFR 内 Regulation B を含む)なども存在する。

また、上記の連邦法とは別に、各州に個別の州法が存在する。例えば、ニューヨーク州では消費者ローンの金利の上限を、25%を超えない範囲で当事者が合意した利率と定めており、ペンシルベニア州では一般的な消費者ローンの貸出上限額を 25,000 ドル、貸出期間の上限を 7 年半と定めている。各州によって金利、金額、期間などに制限を設けているケースもある⁹。

① 住宅ローン

住宅ローンについては、Truth in Lending Act の他にも様々な法規則での規制が整備されている(図表 4-1)。その中のいくつかを取り上げると、Ability-to-Repay/Qualified Mortgage(ATR/QM) Rule は、支払い能力に応じたローンの設定を求めるものであり、Real Estate Settlement Procedures Act は住宅ローンを含む不動産売買の資金決済に係る透明性の確保を目的とする。Home Mortgage Disclosure Act では貸し手は貸付状況を当局に報告する義務について記載がされており、CFPB から年次でその情報が公開されている。

米国における一般的なローンの一種である FHA 保証ローン(14 頁で後述)については、地域ごとのローン上限が設定されており、毎年物価などを加味して更新される。例えば、2024 年のミシガン州の基準は、州内のいずれの地区においても、1 家庭向けのローン限度額は 498,257 ドルとなる

⁹ Conference of State Bank Supervisors, “50-State Survey of Consumer Finance Laws” (<https://www.csbs.org/50-state-survey-consumer-finance-laws>) 2024 年 11 月 1 日閲覧

図表 4-1: 住宅ローンに係る主要な法規則

Truth in Lending Act(TILA)	ローン条件等の開示に係る法律(住宅ローンに限らない)
Ability-to-Repay/Qualified Mortgage(ATR/QM) Rule	返済能力に関する条件に係る規則
Real Estate Settlement Procedures Act (RESPA)	決済の透明性確保に係る法律
TILA-RESPA Integrated Disclosure (TRID) Rule	TILAとRESPAに係る開示ルール規則
Mortgage Servicing Rules	TILAとRESPAに係るその他規則
Home Ownership and Equity Protection Act (HOEPA) Rule	高金利、高手数料等に該当するhigh-cost mortgageに係る規則
Homeowners Protection Act	住宅ローン保険のキャンセルに係る法律
Secure and Fair Enforcement for Mortgage Licensing (SAFE) Act	住宅ローン従事者のライセンス等に係る法律
Home Mortgage Disclosure Act(HMDA)	住宅ローンデータの一般への開示に係る法律

(資料) FDIC、CFPBホームページより国際通貨研究所作成(2024年11月1日閲覧)

② ペイデイローンの各州の規制状況

ペイデイローンについて、各州における規制が大きく異なる。アリゾナ州、ジョージア州、コロンビア特別州のように禁止されている州もあれば、ニューヨーク州、マサチューセッツ州などペイデイローンに特別な規制がなく、利率については消費者金融の利率上限を適用する州もある。ペイデイローンを認可する州の中でも規制方法は多岐にわたる。手数料やローン期間の制限に加え、絶対的な上限金額を設ける州や月収に応じた金額を上限とする州も存在する¹⁰(例えば、アラスカ州は 500 ドルが上限であり、ワシントン州では 700 ドルまたは月収の 30%以下のどちらか低い方となる)。

(3) 信用情報機関、信用保証機関

① 信用情報機関

米国における個人の信用情報は、クレジットスコアと呼ばれる信用力を計るスコアリングと、個人毎にローンの返済履歴の詳細を記載したクレジットレポートが主に利用される。

クレジットスコアは 300 から 850 までのスコアリングで表され、スコアリングが個人の信用力の高低を表す¹¹。この点数はローンの支払い履歴や借入残高などから算出される。米国では FICO という企業が提供するクレジットスコアが一般的であり、大手金融機関との提携もある。このクレジットスコアは利用できる金融サービスなどに影響を与え、例えば、クレジットカード発行の条件にクレジットスコアの下限值が設定されているケースもある。クレジットレポートについては Fair Credit Reporting Act に記載があり、消費者が過去 12 か月のクレジットレポートを入手できることを定めている。

¹⁰ The National Conference of State Legislatures, “Payday Lending State Statutes” (<https://www.ncsl.org/financial-services/payday-lending-state-statutes>) 2024 年 11 月 1 日閲覧

¹¹ クレジットスコアの評価は一般に以下に分けられる。300-579 点は「Poor」、580-669 は「Fair」、670-739 は「Good」、740-799 は「Very good」、800-850 は「Excellent」。

② 信用保証機関

米国の中小企業向け信用保証ローンは米国中小企業庁(Small Business Administration : SBA)が役割を担う。主要なローンは 2 種類あり、様々な目的に利用できる長期ローンである 7(a)ローン(2023 年 SBA 承認額 : 275 億ドル)と、主に不動産等に係る設備資金を目的とする固定長期融資である 504 ローン(2023 年 SBA 承認額 : 64 億ドル)がある。

住宅ローンにおいても政府保証が存在し、米国住宅都市開発省の傘下にある連邦住宅局(Federal Housing Administration : FHA)が住宅ローンの保証を行っている。低所得者をターゲットとして、住宅ローン保険料の支払いが発生するものの、低い頭金で借入が可能となっている。

同じく政府機関のジニーメイ(Government National Mortgage Association : 通称 Ginnie Mae)は住宅ローンを証券化したモーゲージ債についてその元本、利息の支払いを保証している。この保証は、ファニーメイやフレディマックといった同様のモーゲージ債保証業務を行う GSE と異なり、政府保証にも裏打ちされている。ジニーメイが保有するモーゲージ債の残高は 2024 年 10 月時点で 2.64 兆ドルに達したとされている¹²。

(4) 課題

① 学生ローンの構造問題

学生ローンは連邦政府主導で提供されているため、救済措置が取られるケースがしばしばある。コロナ禍の際には米教育省より連邦学生ローンの利子発生、借り手の月次支払、貸し手による強制的なローン回収を休止する措置が取られ、その後度重なる措置の延長が取られている。2024 年 10 月には、連邦政府から更なる債務救済案が発表され、高額な医療費、育児費用、および自然災害の影響などの他の経済的困難に苦しんでいる約 800 万人もの借り手に対して、学生ローンの免除を承認するとしている¹³。

このように何度も救済措置が取られている通り、消費者金融の中でも学生ローンについては、しばしば利用者が返済に行き詰る現状の仕組みを変える学生ローンの構造改革が求められている¹⁴。

② 新しい形態の消費者金融への規制状況

新しい形態の消費者金融については、既存の規制の中に取り込む動きが見られる。

¹² Government National Mortgage Association, “Ginnie Mae Mortgage-Backed Securities Portfolio Reached \$2.64 Trillion in September” (<https://www.ginniemae.gov/newsroom/Pages/PressReleaseDispPage.aspx?ParamID=345>) 2024 年 11 月 1 日閲覧

¹³ U.S. Department of Education, “Biden-Harris Administration Releases Proposed Rules to Authorize Debt Relief to Nearly Eight Million Borrowers Experiencing Hardship” (<https://www.ed.gov/about/news/press-release/biden-harris-administration-releases-proposed-rules-authorize-debt-relief>) 2024 年 11 月 1 日閲覧

¹⁴ 連邦の学生ローンについて、「壊れた学生ローン(broken student loan system)」という表現をカルドナ米教育長官は用いている(脚注 13 内)。

2024 年に CFPB は Regulation Z において、BNPL 企業をクレジットカード発行者として扱うと発表した¹⁵。また、P2P 企業に関しては、電子的な資金移動サービスを利用する消費者の権利を保護することを目的とした Electronic Fund Transfer Act とその規則集 Regulation E において金融機関として扱われ、同法の規制を受ける点を CFPB は明記している¹⁶。

ただ、これらの消費者金融については問題も多い。例えば、多くの BNPL 企業はローン返済に関するデータを信用情報機関に提出していない(その義務がない)¹⁷。そのため、BNPL 企業の透明性や利用者の信用力に懸念が生じており、クレジットスコアへの影響がないことから、利用者が多重債務に陥りやすくなるという問題を抱えている。

以 上

<参考文献>

NTT データ研究所 (2023)、『諸外国における金融制度の概要に関する調査』
(金融庁『「諸外国における金融制度の概要に関する調査」報告書の公表について』
<https://www.fsa.go.jp/common/about/research/20230529/20230529.html>)

谷口 栄治(日本総合研究所) (2021)『拡大する Buy Now, Pay Later (BNPL) 市場の動向と今後の展望』
(<https://www.jri.co.jp/page.jsp?id=38607>)

二宮 拓人 他(日本銀行) (2002)『米国 MBS 市場の現状とわが国へのインプリケーション ～わが国における住宅ローン担保証券 (MBS) 市場の活性化に向けて～』
(https://www.boj.or.jp/research/wps_rev/mkr/data/kmr02j08.pdf)

前田 真一郎 (2023) 『アメリカの金融制度と銀行業—商業銀行の業務展開—』有斐閣

¹⁵ Consumer Financial Protection Bureau, “Use of Digital User Accounts to Access Buy Now, Pay Later Loans”, (<https://www.consumerfinance.gov/rules-policy/final-rules/use-of-digital-user-accounts-to-access-buy-now-pay-later-loans/>) 2024 年 11 月 7 日閲覧

¹⁶ Consumer Financial Protection Bureau, “Electronic Fund Transfers FAQs”(<https://www.consumerfinance.gov/compliance/compliance-resources/deposit-accounts-resources/electronic-fund-transfers/electronic-fund-transfers-faqs/>) 2024 年 11 月 7 日閲覧

¹⁷ Consumer Financial Protection Bureau, “Will a Buy Now, Pay Later (BNPL) loan impact my credit scores?” (<https://www.consumerfinance.gov/ask-cfpb/will-a-buy-now-pay-later-bnpl-loan-impact-my-credit-scores-en-2117/>) 2024 年 11 月 11 日閲覧

ローラー ミカ(国立国会図書館) (2023)、『連邦学生ローンと返済免除制度をめぐる米国の動向と新規則 ―所得連動型返済プランと公共部門勤務免除を中心に―』

(<https://ndlsearch.ndl.go.jp/books/R100000039-I12888733>)

BOARD OF GOVERNORS OF THE FEDERAL RESERVE SYSTEM [2024a], “2020 Survey of Finance Companies”

(<https://www.federalreserve.gov/econres/feds/files/2024064pap.pdf>)

BOARD OF GOVERNORS OF THE FEDERAL RESERVE SYSTEM [2024b], “Economic Well-Being of U.S. Households in 2023”

(<https://www.federalreserve.gov/publications/files/2023-report-economic-well-being-us-households-202405.pdf>)

Consumer Financial Protection Bureau [2022], “Buy Now, Pay Later: Market trends and consumer impacts”

(https://files.consumerfinance.gov/f/documents/cfpb_buy-now-pay-later-market-trends-consumer-impacts_report_2022-09.pdf)

Consumer Financial Protection Bureau [2021], “Consumer use of payday, auto title, and pawn loans”

(https://files.consumerfinance.gov/f/documents/cfpb_consumer-use-of-payday-auto-title-pawn_loans_research-brief_2021-05.pdf)

Federal Deposit Insurance Corporation [2023], “2021 FDIC National Survey of Unbanked and Underbanked Households”

([https://www.fdic.gov/household-survey#:~:text=An%20estimated%204.5%20percent%20of%20U.S.%20households%20\(approximately%205.9%20million\)](https://www.fdic.gov/household-survey#:~:text=An%20estimated%204.5%20percent%20of%20U.S.%20households%20(approximately%205.9%20million)))

Federal Reserve Bank of Philadelphia [2023], “Current State of the Auto Lending Market”

(<https://www.philadelphiafed.org/-/media/frbp/assets/events/2023/consumer-finance/auto-lending/current-state-of-auto-lending-market.pdf>)

Federal Reserve Bank of St. Louis [2023], “Systemic Financial Risks, Macroprudential Tools and Monetary Policy”

(<https://www.stlouisfed.org/publications/regional-economist/2023/july/systemic-financial-risks->

[macroprudential-tools-monetary-policy\)](#)

Small Business Administration [2024], “7(a) and 504 Activity Reports as of 9/30/2024”
(<https://data.sba.gov/dataset/lender-activity-reports/resource/bc4384c3-ab20-4f72-a0e5-0fd137314acc>)

Tania Ziegler et al (Cambridge Centre for Alternative Finance/University of Cambridge Judge Business School) [2021], “The 2nd Global Alternative Finance Market Benchmarking Report”
(<https://www.jbs.cam.ac.uk/wp-content/uploads/2021/06/ccaf-2021-06-report-2nd-global-alternative-finance-benchmarking-study-report.pdf>)

U.S. Department of Housing and Urban Development [2023], “Annual Report to Congress Regarding the Financial Status of the FHA Mutual Mortgage Insurance Fund (FY 2023)”
(<https://www.hud.gov/sites/dfiles/PA/documents/2023FHAAnnualReportMMIFund.pdf>)

Copyright 2024 Institute for International Monetary Affairs (公益財団法人 国際通貨研究所)
All rights reserved. Except for brief quotations embodied in articles and reviews, no part of this publication may be reproduced in any form or by any means, including photocopy, without permission from the Institute for International Monetary Affairs.
Address: Nihon Life Nihonbashi Bldg., 8F 2-13-12, Nihonbashi, Chuo-ku, Tokyo 103-0027, Japan
〒103-0027 東京都中央区日本橋 2-13-12 日本生命日本橋ビル 8 階
e-mail: admin@iima.or.jp
URL: <https://www.iima.or.jp>

当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては、すべてお客様御自身でご判断下さいますよう、宜しくお願い申し上げます。当資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、その正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。また、当資料は著作物であり、著作権法により保護されております。全文または一部を転載する場合は出所を明記してください。